

③運行管理者・整備管理者制度

輸送の安全確保を図るためには、運行管理体制の確立とその適正な運営が必要不可欠である。このため、自動車運送事業においては、営業所における車両数に応じて運行管理者及び整備管理者を選任することとされている。運行管理者及び整備管理者については、それぞれ研修の受講が義務付けられている。

また、旅客自動車運送事業者については、平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心プラン」に基づき、平成26年5月より、事業用自動車の運行中は、電話等を用いて乗務員に対し、必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととし、さらに、平成27年5月からは、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、乗合バス・貸切バスの運転業務に従事せずに、トラブルが発生した場合速やかに運行の中止等の判断・指示等を行える体制を整備しなければならないこととした。

選任しなければならない運行管理者数については、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故をうけて、平成29年12月に旅客自動車運送事業運輸規則が改正・施行され、一般貸切旅客自動車運送事業においては、営業所ごとの運行管理者の選任数を最低2名以上とし、保有する事業用車両が40台を超える場合は、車両数を20で除した数+1名以上の運行管理者を選任しなければならないこととした。

さらに、平成29年3月の法令改正により、一般貸切旅客自動車運送事業において選任される運行管理者について、運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた場合の欠格期間を5年間とした。

整備管理者制度については、本来であれば使用者が自動車の点検・整備並びに車庫の管理等を行うべきところ、使用する自動車の台数が多い場合や、車両管理について専門的知識を必要とすると認められる自動車を省令で定める台数以上保有する場合などに、使用者に代わって自動車の整備管理を行い自動車の安全確保等を図ることを目的としている。

整備管理者についても、軽井沢スキーバス転落事故をうけ平成28年12月に整備管理者に関する法令が改正され、乗車定員11人以上の自動車の整備管理者が解任命令を受けた場合の欠格期間が5年間に厳罰化された。

3. 自動車の登録業務関係

(1) 電子情報処理システムによる自動車の登録

増え続ける自動車保有車両に対応するため、昭和45年3月自動車登録業務に電子情報処理システムを導入した。

本システムは、オンライン・リアルタイム方式により自動車の登録・検査記録を一元的に管理しており、6回のシステム更改（最終：平成29年1月）で専用

申請書から汎用紙申請書での読み取りが可能となるなど、申請者の利便の向上及び効率的な業務処理を図っている。

さらに、新車新規登録の登録手続きが電子情報媒体を利用することにより、一括で行えるワンストップサービス（OSS: One Stop Service）の運用が平成17年12月26日から東京都・神奈川県・愛知県・大阪府の4都府県で開始され、運用地域や対象手続きは順次拡大されているが、当県においては、平成31年中の運用開始を目指し、準備している。

（2）図柄入ナンバープレートの交付

平成29年4月から登録車及び軽自動車では、国内初の図柄入りナンバープレート「ラクビーワールドカップ特別仕様ナンバー」の交付を開始し、続いて平成29年10月から「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」、平成30年10月から「地方版図柄入りナンバープレート」を交付している。

4. 自動車の整備・検査業務関係

（1）自動車整備事業

平成30年3月末における認証工場数（指定整備工場を含む。）は1,118工場、前年度末に比較して1工場増加（0.1%増）した。専業事業者の認証取得が増加している一方で、自己都合、工員不足、後継者難などでの事業廃止も見受けられる。

平成30年3月末における指定整備工場数は405工場、平成28年度比で1.5%増となっている。指定整備工場の数はずかに増加している。

認定工場（優良自動車整備事業者）は、48工場である。内訳は、特殊整備工場が48工場（車体整備41工場、電気装置整備6工場、タイヤ整備1工場）となっている。

（2）検査台数

平成29年度の新規検査台数は47,506台（前年度比101.6%）、継続検査台数は232,893台（前年度比95.1%）となっている。

なお、国に直接持ち込まれた自動車を検査する「一般検査」は、新規検査が7,162台で1日平均約29台、継続検査が52,758台で1日平均約216台である。

継続検査の指定整備率は約77.3%で、前年度とほぼ同じである。

ユーザー車検の平成29年度の検査台数は約8,716台で、平成28年度から2.5%減少した。持込検査台数に占める割合は13.6%となっている。車検代行業者による受検の割合は、ユーザー車検全体の82.1%を占めている。

年度末における検査・登録業務の繁忙は全国的に共通した傾向であるが、当地